

市街化調整区域における社会福祉施設等の立地について

平成19年11月30日に施行された都市計画法の改正により、許可不要とされていた社会福祉施設、医療施設、学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）といった公共公益施設が開発許可の対象となりました。

県では、「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」を定めておりますが、開発許可制度に係る当該施設の市街化調整区域における立地について問合せが多いため、再度取扱いをお知らせします。

開発審査会の承認が必要なもの（法34条第14号）

○「市町長の都市計画に関する意見書」により開発審査会に付議する施設

1. 学校施設

高校、大学、専修大学、各種学校 など

2. 医療施設

病院（20床以上の入院施設を有する病院）

3. 社会福祉施設

老人福祉センター、介護老人保健施設、有料老人ホーム（老人福祉法）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） など

地域密着型サービス：施設のある市町村住民が利用対象者

小規模多機能型居宅介護

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（特別養護老人ホーム）

周辺の居住者の利用に供する施設として許可するもの（法34条第1号）

1. 学校施設

幼稚園、小学校、中学校

2. 医療施設

診療所（19床以下）、助産所

3. 社会福祉施設

保育所（認定こども園含む）、放課後児童クラブ、助産施設

社会福祉法第2条に規定する通所系施設（デイサービス、デイケア等）

問合せは、福岡県建築都市部都市計画課 開発第一・第二係へ
福岡県庁 南棟7階東側
TEL 092-643-3715（直通）／FAX 092-643-3716